

水道料金の滞納世帯に 対する給水停止の中止を



問 昨年度の水道料金滞納によって、給水停止予告（3カ月滞納）576件（加入者の6・9％）給水停止通知268件（3・2％）給水停止されたもの55件（0・7％）となっている。水を止められて3カ月以上に及ぶものもあり、生活への影響は計り知れない。旧忠類村での滞納はないことも踏まえて伺いたい。

①滞納者の生活実態をどのように把握しているか。
②命にかかわる「給水停止」は、基本的にはないという姿勢をとるべきでは。
③滞納を出さないために、助成制度をつくるべきでは。

る。滞納者の中には、明らかに支払い能力があると思われる方もおり、「公平負担の原則」から、給水停止は、今後も継続していく。

③公営企業である水道事業は、水道使用料をもって充てる独立採算制をもとに経営をしており、その受益の

乳幼児医療費の 就学前までの無料化を

問 少子化問題には全国自治体が特別の努力をはらっている。就学前まで医療費を無料にしている全国の自治体は、H16年度現在通院44・4％、入院72・2％にのぼっている。

忠類村で実施していた就学前までの無料化は10月から3歳未満までに引き下げられるが、この無料化を継続しながら幕別町全体に拡大していくべきではないか。

町長 ①自宅訪問等により、滞納理由を聞き、事情があつて支払えない方については、分納誓約書を提出していただくなど、生活困窮者の実態把握に努めている。

②給水停止は最終手段である。

町長 合併協議に沿って、

程度に応じ負担を求める受益者負担の原則が適用され、使用者間の負担の公平を図ることが求められている。

助成制度の実施や料金体系の見直しは、使用者間での負担の格差が生じ、結果的に他の使用者が負担することになり、公平な負担の原則に反することが考えられ、新たな助成制度と料金体系の見直しは現状では実施できない。

本年9月末日までの経過措置後、10月1日から幕別町の助成内容に統一することになっている。

乳幼児医療費助成は、北海道医療給付事業の助成を受けて実施しているが、北海道が国の医療制度改革を受け、今後どのような対応するか推移を見守り対応を考へたい。

品目横断的経営安定対策制度の 改善に向け要請活動を

問 政府は「戦後農政を根本から見直す」として「品目横断的経営安定対策」を強行してきた。全農家を対象にした作物ごとの価格保障政策を廃止して、一部の大規模な認定農家と集落営農だけを対象に助成金を出す農政に転換するものだが、小規模農家を切り捨てる日本の農業と食料を危うくすることになる。

①本町の認定農業者の現状は。

②助成の基礎となる実績に不作の今年度分を含めない

よう政府に働きかけを。
③制度の改善がなされなければ、実施を延期するよう要請して。

町長 ①本年8月末現在の農家戸数694戸のうち、認定農業者数565戸、認定率81・4％。未申請は129戸、うち酪農・畜産、野菜などの生産者が121戸で、実質残り8戸が対象農家で、現在も認定農業者になるべく認定申請をしていただくよう指導している。

②実施要領の中で、風水害などの気象条件の原因により生産が低くなる場合をどのように取り扱うか現在検討されており、国の動向を見守っているが、本年度の生産実績から除外することは難しいと考へる。

③制度がスタートした中で、仮に不合理な点等があれば、町村会や北海道あるいは関係機関などと、制度の改善に向け要請活動を積極的に取り組む。

